

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道職員の給与に関する条例附則第45項第1号及び第46項の規則で定める管理職員を定める規則……………（人事課）	1
○行政不服審査法施行細則……………（法制文書課）	1
○北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第43項第1号及び第44項の規則で定める管理職員を定める規則……………（警察本部警務課）	3
○北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（行政改革課）	3
○退職手当の基礎在职期間等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）	3
○学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………（学事課）	4
○北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（施設運営指導課）	4
○北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（施設運営指導課）	5
○北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（施設運営指導課）	5
○北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（施設運営指導課）	6
○北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	7
○北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	8
○北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則……………（経済部総務課）	8
○北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則……………（食関連産業室）	9
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則……………（科学技術振興室）	9
○北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則……………（畜産振興課）	14
○北海道立道民の森管理規則の一部を改正する規則……………（森林活用課）	15

規 則

北海道職員の給与に関する条例附則第45項第1号及び第46項の規則で定める管理職員を定める規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第35号

北海道職員の給与に関する条例附則第45項第1号及び第46項の規則で定める管理職員を定める規則

（条例附則第45項第1号の規則で定める管理職員）

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。次条において「条例」という。）附則第45項第1号の規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の規定による管理職手当に係る区分（同条において「管理職手当区分」という。）が1種から3種までのいずれかに該当する職を占める職員とする。

（条例附則第46項の規則で定める管理職員）

第2条 条例附則第46項の規則で定める管理職員は、管理職手当区分が4種から6種までのいずれかに該当する職を占める職員とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（北海道職員の給与に関する条例附則第37項の表第1号及び第38項第2号に規定する管理職員を定める規則の廃止）
- 北海道職員の給与に関する条例附則第37項の表第1号及び第38項第2号に規定する管理職員を定める規則（平成24年北海道規則第12号）は、廃止する。

行政不服審査法施行細則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第36号

行政不服審査法施行細則

（趣旨）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行については、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「政令」という。）、行政不服審査法施行規則（平成28年総務省令第5号）及び行政不服審査法施行条例（平成28年北海道条例

第9号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
(秩序維持のための措置)

第2条 審理員は、法第31条第1項本文の規定による口頭意見陳述における秩序を維持するため、審理員の職務の執行を妨害し、又は当該秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等必要な措置を採ることができる。

(提出書類等の交付の求め)

第3条 審査請求人又は参加人は、法第38条第1項の規定による交付の求めを行うときは、別記様式の交付請求書によりこれを行わなければならない。

(手数料の納付方法)

第4条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手料金は、前条の交付請求書に北海道収入証紙を貼って納付しなければならない。

(送付に要する費用の納付方法)

第5条 政令第14条第2項(政令第19条第1項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する政令第14条第1項及び条例第18条に規定する審査庁が定める方法(審査庁が知事である場合に限る。)は、郵便切手で納付する方法とする。

(法第9条第3項に規定する場合の読替え)

第6条 法第9条第3項の規定の適用を受ける場合における第2条及び第3条の規定の適用については、第2条中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「第31条第1項本文」とあるのは「第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項本文」と、第3条中「第38条第1項」とあるのは「第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項」とする。

(再審査請求の場合についての準用)

第7条 第2条の規定は、法第66条第1項において読み替えて準用する法第31条第1項本文の規定による口頭意見陳述について準用する。この場合において、第2条中「審理員」とあるのは「審理員又は委員会等である再審査庁」と、「第31条第1項本文」とあるのは「第66条第1項において読み替えて準用する法第31条第1項本文」と読み替えるものとする。

2 第3条の規定は法第66条第1項において読み替えて準用する法第38条第1項の規定による交付の求めについて、第4条の規定は法第66条第1項において準用する法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手料金について、それぞれ準用する。

(審査関係人の意見の陳述等についての準用)

第8条 第2条の規定は、法第81条第3項において準用する法第75条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述について準用する。この場合において、第2条中「審理員」とあるのは「北海道行政不服審査会」と、「第31条第1項本文」とあるのは「第81条第3項において準用する法第75条第1項本文」と、「口頭意見陳述」とあるのは「審査関係人の意見の陳述」と読み替えるものとする。

2 第3条の規定は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求めについて、第4条の規定は法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の手料金について、それぞれ準用する。

(法以外の法律による提出書類等の交付に関する規定の準用)

第9条 第3条の規定は法以外の法律において法第38条第1項の規定を準用する場合について、第4条の規定は法以外の法律において法第38条第4項の規定を準用する場合について、それぞれ準用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式(第3条、第7条－第9条関係)

北海道収入証紙貼付欄(消印してください。)

提出書類等の写し等の交付請求書

年 月 日

審理員(審査庁、委員会等である再審査庁、北海道行政不服審査会等) 様

審査請求人又は参加人の氏名

(法人にあっては、その名称及び代表者氏名)

行政不服審査法第38条第1項の規定により、 年 月 日付けで行った審査請求の審理手続において提出された書類等の写し等の交付を求めます。

1 写し等の交付を求める提出書類等及びその枚数

写し等の交付を求める提出書類等	白黒の枚数		カラーの枚数	
	片面	枚	片面	枚
	両面	枚	両面	枚
	片面	枚	片面	枚

	両面	枚	両面	枚
	片面	枚	片面	枚
	両面	枚	両面	枚
	片面	枚	片面	枚
	両面	枚	両面	枚
(合 計)	片面	枚	片面	枚
	両面	枚	両面	枚

2 納めなければならない手数料の額 合計 円

3 送付による交付 希望する・希望しない

(日本工業規格 A 4)

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第43項第1号及び第44項の規則で定める管理職員を定める規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第37号

北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第43項第1号及び第44項の規則で定める管理職員を定める規則

(条例附則第43項第1号の規則で定める管理職員)

第1条 北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。次条において「条例」という。)附則第43項第1号の規則で定める管理職員は、管理職手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-267)の規定による管理職手当に係る区分(同条において「管理職手当区分」という。)が1種から3種までのいずれかに該当する職を占める職員とする。

(条例附則第44項の規則で定める管理職員)

第2条 条例附則第44項の規則で定める管理職員は、管理職手当区分が4種に該当する職を占める職員とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第36項の表第1号及び第37項第2号に規定する管理職員を定める規則の廃止)

2 北海道地方警察職員の給与に関する条例附則第36項の表第1号及び第37項第2号に規定する管理職員を定める規則(平成24年北海道規則第14号)は、廃止する。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第38号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成16年北海道規則第125号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項第3号中「第9条第6号」を「第8条第6号」に改め、同項第5号中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第7号中「第11条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別記第2号様式中「(第8条関係)」を「(第7条関係)」に、「第8条の」を「第7条の」に改める。

別記第3号様式中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に、「第10条の」を「第9条の」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第39号

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の基礎在職期間等に関する規則(平成18年北海道規則第79号)の一部を次のように改正する。

別表イの表第1号区分の項第1号中「以後適用されている一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」を「から平成28年3月31日までの間において適用されていた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」に、「の任期付研究員条例」を「平成28年3月以前の任期付研究員条例」に改め、「第5条第4項」の次に「又は平成28年4月1日以後適用されている

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「平成28年4月以後の任期付研究員条例」という。）第5条第5項を加え、同表第2号区分の項第1号中「平成18年4月以後」の次に「平成28年3月以前」を、「給料表」の次に「又は平成28年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表」を加え、「同表」を「これらの表の」に改め、同項第3号中「平成18年4月以後の任期付研究員条例」を「平成18年4月以後平成28年3月以前の任期付研究員条例」に改め、「第5条第4項」の次に「又は平成28年4月以後の任期付研究員条例第5条第5項」を加え、同表第4号区分の項第5号、第6号区分の項第15号、第7号区分の項第16号、第8号区分の項第17号及び第9号区分の項第17号中「平成18年4月以後」の次に「平成28年3月以前」を、「給料表」の次に「又は平成28年4月以後の任期付研究員条例第5条第1項の給料表」を加え、「同表」を「これらの表の」に改め、同表第10号区分の項第17号中「平成18年4月以後」の次に「平成28年3月以前」を、「給料表」の次に「又は平成28年4月以後の任期付研究員条例第5条第2項の給料表」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第40号

学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

（私立学校法施行細則の一部改正）

第1条 私立学校法施行細則（昭和36年北海道規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中	有する免許 状(認定状) の種類及び 教科	左記免許状 (認定状)の 取得年月日	を	有する免許 状の種類及 び教科	左記免許状 の取得年月 日	に改め、同様

式末尾欄外注を次のように改める。

注 「担任教科」欄は、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部の教員並びに小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部において特定の教科のみを担当する教員について記入すること。

（北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則等の一部改正）

第2条 次に掲げる規則の規定中「小学校」の次に「若しくは義務教育学校の前期課程」を、「中学校」の次に「義務教育学校の後期課程」を加える。

- (1) 北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則（平成3年北海道規則第5号）第5条第1号ア
- (2) 北海道立総合博物館管理規則（平成26年北海道規則第72号）第6条第1号ア
- (3) 北海道立道民の森管理規則（平成2年北海道規則第51号）第4条第1号ア（災害救助法施行細則の一部改正）

第3条 災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第32条第1項中「小学校児童（」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を加え、「小学部児童」を「小学部の児童」に改め、「中学校生徒（」の次に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

（北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第4条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第18条第5号及び第27条第5号中「中学校」の次に「義務教育学校」を加える。

（北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則及び北海道職業訓練手当支給規則の一部改正）

第5条 次に掲げる規則の規定中「幼稚園」の次に「（特別支援学校の幼稚部を含む。）」を、「小学校」の次に「（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」を加える。

- (1) 北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）第2条第4号
- (2) 北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）第3条第1項第4号（北海道営住宅条例施行規則の一部改正）

第6条 北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第4号中「在学する者」の次に「（義務教育学校の前期課程に在学する者及び特別支援学校の小学部に在学する者を含む。第8条の表第4号及び第8条の2第9号イにおいて同じ。）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第41号

北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成24年北海道規則第87号）の一部を次のように改正する。

第12条第10項中「指定地域密着型サービス基準省令」という。）の次に「第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準省令」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第42号

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 指定療養通所介護に関する基準（第34条―第36条）」を「第2節 削除」に改める。

第30条第2項を削り、同条第3項中「及び前項」を削り、「同条第1項第3号」を「同項第3号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。以下この条において同じ。）」を削り、「第1項に」を「前項に」に、「第6項」を「第5項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「、第3項」を削り、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第7章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第34条から第36条まで 削除

第37条第2項を削り、同条第3項中「及び前項」を削り、「同条第1項第3号」を「同項第3号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、「第1項に」を「前項に」に、「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、同条第5項中「前3項」を「前2項」に

改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第43号

北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「以下同じ。）の指定」を「」又は指定地域密着型通所介護事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）の指定」に、「以下同じ。）の事業」を「」又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第8項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項まで」を「第6項まで又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。次条第3項において「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第20条第1項から第7項まで」に改める。

第32条第3項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第2項」の次に「又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第1項から第3項まで」を加える。

第34条第2項の表第31条第1項の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（以下「指定通所介護事業者等」という）に、「以下同じ。）の」を「」又は指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表第31条第8項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項まで」を「第6項まで又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。次条第3項において「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第20条第1項から第7項まで」に改め、同表第32条第3項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「及び第2項」の次に「又は指定地域密着型サービス基準省令第22条第1項から第3項まで」を加える。

第36条第7項及び第38条第2項の表第36条第7項の項中「第6項」を「第5項」に改める。
第75条の2第2号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第44号

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例施行規則の一部を改正する規則

北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
施行規則（平成25年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第15条中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を
「指定通所介護等の」に改める。

第16条第1号中「と条例」を「並びに条例」に改め、「通いサービス、」の次に「条例
第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは
条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス
又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制
事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下
「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を
削り、同条第2号中「と条例」を「並びに条例」に改め、「通いサービス、」の次に「条例
第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは
条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス
又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービ
ス」を削り、同条第4号中「及び条例」を「並びに条例」に改め、「通いサービス、」の次
に「条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービ
ス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通い
サービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通
いサービス」を削り、「平成18年厚生労働省令第34号」の次に「。以下「指定地域密着型
サービス基準省令」という。」を加える。

第21条第1項中「通いサービスは、」の次に「条例第150条の2の規定により基準該当自
立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準
該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条

第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第31条中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を
「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第31条の2 条例第150条の2前段の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅
介護事業所等の登録者の数並びに条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機
能訓練）とみなされる通いサービス、条例第97条の規定により基準該当生活介護とみな
される通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓
練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準
該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条にお
いて準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサー
ビスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業
所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同
じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以
下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規
模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びに条例第150条の2の規
定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、条例第97条の規
定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規
定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基
準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しく
は指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の
規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者
及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人
（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の
左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテラ
イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得
る適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(5) 条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第37条中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第37条の2 条例第160条の2前段の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数並びに条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数並びに条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定に

より基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。

(5) 条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第45号

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例施行規則（平成22年北海道規則第15号）の一部を次のように改正する。

第11条中「を行う」を「（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第18条第1項に規定する情報の交換及び協議（以下「障害者差別解消法による情報の交換及び協議」という。）を含む。）を行う」に改め、同条第2号中「協議等」の次に「（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）」を加える。

第12条第1項中「第42条各号」を「第42条第1項各号」に改める。

第13条第1項中「で協議等」を「並びに条例第46条第4項の規定により地域づくり推進員が必要と認めて参画を求めた参考人で協議等（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改め、「協議等」の次に「（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）」を加える。

第15条第1項中「協議等」の次に「（障害者差別解消法による情報の交換及び協議を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第46号

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「と条例」を「及び条例」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第2号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に改め、同条第3号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

第13条の2第1号中「数と」を「数並びに」に改め、「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当

自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下この条において「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「数と」を「数並びに」に改め、「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第4号中「利用者数及び」を「利用者数並びに」に改め、「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス基準条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス基準条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第47号

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道計量検定所条例施行規則（平成12年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)の項を削り、同部(2)の項中「1,400円」を「1,600円」に、「1,700円」を「1,900円」に、「2,250円」を「2,450円」に、「2,550円」を「2,800円」に、「3,200円」を「3,500円」に、「2,800円」を「3,100円」に、「7,600円」を「7,800円」に、「9,600円」を「10,000円」に、「14,900円」を「15,600円」に、「19,000円」を「20,100円」に、「26,400円」を「27,800円」に、「28,800円」を「30,500円」に、「53,100円」を「55,300円」に改め、同項を同部(1)の項とし、同部中(3)の項を(2)の項とし、同部(4)の項ア中「140円」を「210円」に、「320円」を「480円」に改め、同項イ中「3,000円」を「3,300円」に、「4,700円」を「5,100円」に改め、同項ウ中「7,200円」を「7,300円」に改め、同項オ中「4,500円」を「4,550円」に改め、同項を同部(3)の項とし、同部中(5)の項を(4)の項とし、同部摘要欄中「(2)の項ア(ア)」を「(1)の項ア(ア)」に改め、同表2の部(1)の項中「1,100円」を「1,300円」に、「1,500円」を「1,700円」に改め、同表4の部(1)の項中「2,700円」を

「2,800円」に、「4,200円」を「4,300円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「8,600円」を「8,800円」に、「13,800円」を「14,000円」に、「20,100円」を「20,400円」に、「28,100円」を「28,600円」に、「32,400円」を「32,900円」に、「45,800円」を「46,600円」に、「79,800円」を「81,300円」に改め、同部摘要欄中「10,900円」を「11,200円」に、「11,300円」を「11,700円」に、「12,300円」を「13,800円」に、「15,900円」を「17,900円」に、「19,200円」を「21,800円」に、「24,200円」を「27,500円」に、「29,200円」を「33,300円」に、「34,200円」を「39,100円」に、「39,200円」を「44,800円」に改め、同表11の部(1)の項を次のように改める。

(1) 非自動はかり	1 個につき
ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	
ひょう量が100キログラム以下のもの	1,900円
ひょう量が250キログラム以下のもの	2,500円
ひょう量が500キログラム以下のもの	2,800円
ひょう量が500キログラムを超えるもの	4,300円
イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの	350円
ウ ア又はイに掲げるもの以外のもの	
ひょう量が100キログラム以下のもの	700円
ひょう量が250キログラム以下のもの	1,100円
ひょう量が500キログラム以下のもの	1,800円
ひょう量が1トン以下のもの	2,800円
ひょう量が2トン以下のもの	4,700円
ひょう量が5トン以下のもの	8,800円
ひょう量が10トン以下のもの	14,000円
ひょう量が20トン以下のもの	20,400円
ひょう量が30トン以下のもの	28,600円
ひょう量が40トン以下のもの	32,900円
ひょう量が50トン以下のもの	46,600円
ひょう量が50トンを超えるもの	81,300円

別表11の部(4)の項中「81,800円」を「83,100円」に、「101,900円」を「103,400円」に、「68,100円」を「69,100円」に、「80,300円」を「81,600円」に、「75,700円」を「76,900円」に、「90,800円」を「92,200円」に、「85,500円」を「86,800円」に、「109,900円」を「111,500円」に、「83,400円」を「84,700円」に、「21,700円」を「22,100円」に改め、同項を同部(5)の項とし、同部(3)の項中「27,000円」を「27,500円」に改め、同項を同部(4)の項とし、同部(2)の項中「21,000円」を「21,400円」に、「44,100円」を「44,900円」に改め、同項を同部(3)の項とし、同部(1)の項の次に次のように加える。

(2) 分銅又はおもり	1 個につき
	10円

別表11の部摘要欄中「(4)の項」を「(5)の項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第48号

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則（平成6年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「10,700円」を「10,800円」に、「11,900円」を「12,000円」に、「9,650円」を「9,700円」に、「10,800円」を「10,900円」に、「11,200円」を「11,300円」に、「9,850円」を「9,950円」に改め、同表2の事項中「4,200円」を「4,250円」に、「9,050円」を「9,150円」に、「10,100円」を「10,200円」に、「48,900円」を「49,000円」に、「69,300円」を「69,400円」に、「38,300円」を「38,400円」に、「50,300円」を「50,400円」に、「5,150円」を「5,200円」に改める。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第49号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

- 試験、研究又は分析のための機器を使用する場合

名	称	1台1時間以内の使用に係る使用料	1時間を超える使用のときのその超える1時間ごとの
---	---	------------------	--------------------------

			使用料				
1	パルス・ファンクションジェネレーター	2,600円	150円	35	構造解析装置	3,000円	1,600円
2	デジタルマルチメーター	2,450円	30円	36	機構解析装置	24,900円	1,500円
3	人工知能構築ツール	21,000円	920円	37	流体解析装置	4,550円	1,100円
4	I Cマイクロマシン試作システム	31,300円	3,300円	38	ハイスピードビデオ	4,900円	1,200円
5	プラズマ焼結機	11,600円	3,700円	39	運動解析支援装置	3,250円	480円
6	低温恒温恒湿器	6,050円	1,150円	40	3次元C A D装置	27,000円	1,450円
7	冷熱衝撃試験機	6,050円	1,200円	41	3次元C Gシステム	4,850円	1,150円
8	小型万能デジタル測定器	2,700円	280円	42	プリント基板作製装置	10,600円	570円
9	動ひずみ測定器	2,650円	230円	43	試験片作製機	2,450円	1,200円
10	データレコーダー	3,100円	650円	44	真円度測定機	6,150円	1,250円
11	電磁オシログラフ	2,500円	80円	45	表面粗さ・輪郭形状測定機	6,200円	800円
12	ペンオシログラフ	2,800円	350円	46	万能投影機	5,200円	350円
13	雑音許容度試験機	5,050円	200円	47	測定顕微鏡	6,000円	620円
14	静電気許容度試験機	5,050円	210円	48	顕微鏡測定データ処理装置	5,150円	140円
15	信頼性評価システム	23,000円	1,650円	49	光マイクロ測定機	5,300円	440円
16	直流校正装置	5,050円	190円	50	膜厚計	5,500円	620円
17	スペクトラム・アナライザー	8,900円	310円	51	オートコリメーター	5,000円	130円
18	エレクトロニックカウンター	5,000円	160円	52	歯車検査機	5,150円	260円
19	画像処理カラー化対応装置	7,250円	2,100円	53	3次元測定機	9,400円	2,600円
20	ピクチャーコンバーター	9,950円	150円	54	3次元測定支援装置	5,950円	590円
21	精密測定用電源	4,900円	50円	55	大型3次元測定機	3,750円	750円
22	オシロスコープ	4,900円	50円	56	石定盤	2,550円	100円
23	ロジックアナライザー	3,000円	540円	57	流速測定装置	15,900円	750円
24	インサーキットエミュレーター	5,250円	380円	58	万能金属材料試験機	4,500円	1,850円
25	非接触変位計	5,000円	120円	59	バーコル硬さ計	2,500円	50円
26	カラーカメラ	5,150円	280円	60	ロックウェル硬度計	2,600円	90円
27	高感度カメラ	5,250円	200円	61	ブリネル硬さ試験機	2,600円	70円
28	回転比計	4,950円	100円	62	全自動マイクロビッカース硬度計	5,900円	1,000円
29	多点温度測定装置	2,700円	160円	63	タッピング式剝離検出装置	10,000円	240円
30	赤外線熱画像装置	2,200円	530円	64	シャルピー衝撃試験機	5,100円	230円
31	燃焼排ガス分析システム	3,450円	930円	65	西原式金属摩耗試験機	7,500円	190円
32	軟X線映像装置	22,500円	1,500円	66	大越式迅速摩耗試験機	8,200円	900円
33	超音波探査映像装置	15,500円	2,650円	67	表面性試験機	7,900円	590円
34	アイマークレコーダー	5,800円	550円	68	テーバー摩耗試験機	7,450円	150円
				69	表面形状測定器	8,700円	1,050円

70	油圧サーボ疲労試験機	12,000円	2,800円
71	サンシャインウェザーメーター	6,200円	1,350円
72	加速度測定装置	5,900円	570円
73	加速度データ処理装置	5,950円	590円
74	振動試験機	7,750円	2,650円
75	腐食試験装置	5,300円	430円
76	試料埋込プレス	2,500円	80円
77	放射温度計	2,500円	50円
78	微小硬度計	2,800円	370円
79	試験用加硫プレス	1,800円	550円
80	レーザー回折式粒度分布測定装置	5,100円	230円
81	遠心沈降式粒度分布測定装置	9,800円	50円
82	全自動分極測定装置	5,550円	670円
83	粉体物性測定装置	4,150円	1,150円
84	導電率測定装置	2,800円	350円
85	電磁気特性測定装置	3,950円	960円
86	密度測定装置	10,200円	260円
87	卓上多本架遠心機	4,950円	70円
88	ホモジナイザー	5,000円	110円
89	細菌検査用ホモジナイザー	2,500円	40円
90	エバポレーター	4,950円	80円
91	マグネチックスターラー	4,850円	10円
92	恒温水槽	4,950円	80円
93	脂肪抽出器	4,900円	40円
94	恒温振とう機	4,900円	60円
95	水分活性測定装置	5,100円	210円
96	水分活性測定装置（露点測定方式）	3,850円	120円
97	コロニーカウンター	4,900円	10円
98	乾熱滅菌器	9,800円	60円
99	超音波洗浄機	4,900円	40円
100	超音波ピペット洗浄機	4,900円	60円
101	粉砕機（振動型）	5,000円	120円
102	粉砕機（回転型）	4,950円	100円
103	超遠心粉砕機	2,500円	60円
104	遊星型ボールミルシステム	2,800円	220円

105	ハンマー式粉砕分級システム	5,450円	580円
106	真空ポンプ	2,450円	20円
107	生物顕微鏡	5,550円	690円
108	ミクロトーム	5,800円	930円
109	冷蔵庫	5,050円	180円
110	恒温器	5,000円	120円
111	電気乾燥器（有効内容積90リットル）	4,950円	80円
112	電気乾燥器（有効内容積150リットル）	4,900円	60円
113	真空乾燥器	4,950円	90円
114	凍結乾燥器	5,200円	350円
115	プレート式凍結真空乾燥機	5,500円	400円
116	熱風乾燥機	2,700円	200円
117	遠赤外線乾燥試験装置	5,750円	880円
118	赤外線水分計	3,750円	50円
119	スプレードライヤー	5,500円	610円
120	小型滅菌器	4,950円	100円
121	高圧滅菌器	6,100円	1,200円
122	マッフル炉	5,000円	130円
123	振とう培養器	5,250円	390円
124	細胞操作装置（遺伝子増幅装置）	4,950円	70円
125	細胞操作装置（遺伝子導入装置）	5,000円	80円
126	細胞操作装置（マイクロプレートリーダー）	2,600円	90円
127	細胞操作装置（細胞融合装置）	5,500円	350円
128	細胞操作装置（炭酸ガスインキュベーター）	2,600円	130円
129	細胞操作装置（グロースキャビネット）	2,650円	170円
130	細胞操作装置（落射蛍光装置）	2,650円	200円
131	DNAシーケンサー	55,700円	1,550円
132	ジャーファメンター（大型）	5,600円	760円
133	ジャーファメンター（小型）	5,250円	360円
134	レトルト試験装置	5,450円	560円
135	高温高圧調理殺菌試験機	8,400円	860円
136	高温高圧調理殺菌装置（シャワー式）	6,450円	1,300円

137	高速遠心分離機	5,450円	560円	172	有機酸分析システム	8,350円	690円
138	底部排出型遠心分離機	4,600円	720円	173	ガスクロマトグラフ	5,250円	410円
139	pHメーター	2,450円	40円	174	ガスクロマトグラフ質量分析計	9,200円	3,650円
140	DOメーター	2,450円	30円	175	イオンクロマトグラフ	5,750円	900円
141	電子天びん	2,700円	260円	176	光イオン化4重極型質量分析計	10,400円	690円
142	アミノ酸自動分析計	6,450円	1,500円	177	質量分析解析システム	1,650円	240円
143	カルボン酸分析計	6,250円	1,350円	178	紫外可視分光光度計	5,100円	260円
144	有機炭素分析計	6,000円	1,100円	179	赤外分光光度計	5,850円	1,000円
145	ケルダールたんぱく質分析装置	8,150円	670円	180	近赤外分光蛍光光度計	5,700円	550円
146	クリープメーター	5,000円	80円	181	フーリエ変換赤外分光光度計	5,450円	610円
147	バッチ式平膜テスト装置	2,500円	30円	182	分光測色計	4,100円	230円
148	薄層流式平膜テスト装置	3,650円	20円	183	レオメーター	5,250円	370円
149	乳化かくはん器	2,500円	50円	184	動的粘弾性測定装置	11,400円	1,300円
150	圧力真空斜軸ニーダー	3,200円	740円	185	電気泳動装置	5,100円	240円
151	スライサー	2,750円	200円	186	全自動電気泳動装置	3,950円	200円
152	フードカッター	2,450円	20円	187	小型衝撃試験機	2,450円	10円
153	バーチカルミキサー	2,550円	120円	188	精密万能試験機	3,950円	980円
154	製菓・製パン用ミキサー	2,500円	50円	189	蛍光X線分析装置	8,000円	2,700円
155	伸展機	2,600円	140円	190	真空蒸着装置	2,500円	80円
156	スキナー	2,650円	230円	191	拡大用ビデオカメラ	7,600円	290円
157	いかこがね裂き機	2,600円	80円	192	イオンコーター	2,500円	50円
158	いか脱皮機	2,700円	270円	193	万能金属顕微鏡	4,450円	580円
159	電化焼機	2,500円	70円	194	走査型電子顕微鏡（電界放射型）	8,450円	2,350円
160	スタッパー	1,250円	20円	195	偏光顕微鏡	5,300円	440円
161	ミートチョッパー	2,450円	10円	196	顕微鏡デジタルカメラ装置	3,850円	130円
162	ホームシーマー	5,000円	120円	197	分光蛍光光度計	5,350円	470円
163	小型真空包装器	2,650円	230円	198	X線回折装置	11,100円	3,400円
164	自動真空ガス包装機	2,600円	100円	199	オージェ電子分光分析装置	16,500円	2,750円
165	遠心濃縮機	2,600円	180円	200	ICP質量分析装置	10,300円	4,650円
166	遠心式薄膜真空蒸発装置	10,100円	4,000円	201	熱分析装置	11,400円	1,550円
167	微量高速冷却遠心機	2,650円	200円	202	示差走査熱量測定装置	3,400円	960円
168	超遠心分離機	9,550円	2,150円	203	安全キャビネット	2,600円	90円
169	フラクションコレクター	2,550円	130円	204	形削盤	2,500円	40円
170	マイクロマニピュレーター	5,150円	200円	205	平面研削盤	5,650円	520円
171	高速液体クロマトグラフ	5,600円	740円	206	施盤	2,500円	70円

207	自動式のこ盤	2,500円	50円
208	精密切断機	2,800円	340円
209	エアープラズマ切断機	5,000円	130円
210	トレーサー	5,100円	250円
211	グローブボックス	1,350円	60円
212	板金加工用セットプレス	2,950円	390円
213	スポット溶接機	2,850円	400円
214	ビーズブラスト	2,500円	40円
215	卓上フライス盤	2,550円	80円
216	パイプねじ切り機	4,900円	20円
217	脱脂用加熱炉	5,700円	810円
218	浸透圧計	2,700円	170円
219	マイクロプレートウォッシャー	5,000円	60円
220	写真作成装置	4,350円	720円
221	光造形システム	20,800円	2,700円
222	真空注型システム	15,800円	750円
223	電波暗室	6,400円	880円
224	その他の機器	1,250円以上55,700円以下の範囲内で知事の定める額	10円以上4,650円以下の範囲内で知事の定める額

2 会議室又は研修室を使用する場合

名 称	1 時間ごとの使用料
1 会議室	2,550円
2 研修室	1,600円

備考 使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

別表第2（第5条関係）

1 試験を依頼する場合

区 分	手 数	料
1 微小変位測定	1 件ごとに	5,250円
2 平行度測定	1 件ごとに	5,000円
3 形状測定	1 件ごとに	9,250円
4 真円度測定	1 件ごとに	9,250円
5 表面粗さ測定	1 件ごとに	9,250円

6	顕微鏡測定	1 件ごとに	6,000円
7	顕微鏡測定データ処理	1 件ごとに	5,150円
8	3 次元測定	1 件ごとに	18,800円
9	3 次元自由曲面評価	1 断面ごとに	2,950円
10	投影測定	1 件ごとに	7,850円
11	膜厚測定	1 件ごとに	8,250円
12	薄膜測定	1 件ごとに	9,550円
13	騒音測定	1 件ごとに	4,900円
14	変位測定	1 件ごとに	5,000円
15	高回転数測定	1 件ごとに	4,950円
16	多目的物理量測定	1 件ごとに	14,500円
17	赤外線熱画像測定	1 件ごとに	2,700円
18	構造解析	1 件1 日につき	44,500円
19	一般強度試験（1 件1 片）	1 件ごとに	4,750円
20	一般強度試験（1 件2 片以上5 片以内）	1 件ごとに	14,200円
21	実体強度試験	1 件ごとに	6,550円
22	動的粘弾性測定	1 件ごとに	12,300円
23	微小硬さ試験	1 件ごとに	2,600円
24	その他の硬さ試験	1 件ごとに	2,450円
25	硬度分布試験	1 件ごとに	5,250円
26	タッピング式剝離検出試験	1 件ごとに	10,600円
27	衝撃試験	1 件ごとに	2,550円
28	転がり摩耗試験	1 件ごとに	8,250円
29	滑り摩耗試験	1 件ごとに	9,300円
30	摩擦摩耗試験	1 件ごとに	9,000円
31	疲労試験	1 件ごとに	19,100円
32	顕微鏡組織観察	1 視野1 件ごとに 1 視野増すごとに	4,250円 2,850円
33	走査型電子顕微鏡観察（電界放射型）	1 視野1 件ごとに 1 視野増すごとに	15,600円 4,200円
34	偏光顕微鏡観察	1 件ごとに	5,800円
35	写真作成	1 件ごとに	2,800円
36	拡大ビデオ撮影	1 件ごとに	7,800円
37	超音波映像試験	1 件ごとに	35,700円
38	軟X線映像観察	1 件ごとに	38,000円

39	耐候性試験	1件ごとに	12,400円
40	振動試験	1件ごとに	18,700円
41	ふるい分け試験	1件ごとに	2,450円
42	粉体物性測定	1件ごとに	3,550円
43	レーザー回折式粒度分布測定	1件ごとに	5,700円
44	遠心沈降式粒度分布測定	1件ごとに	11,000円
45	めっき付着量測定	1件ごとに	8,600円
46	分極測定試験	1件ごとに	18,200円
47	X線回折	1件ごとに	27,500円
48	腐食試験	1件ごとに	5,850円
49	比重測定	1件ごとに	7,350円
50	密度測定	1件ごとに	10,700円
51	周波数分布状況測定	1件ごとに	9,150円
52	電磁気特性測定	1件ごとに	3,950円
53	熱衝撃試験	1件ごとに	12,100円
54	恒温恒湿試験	1件ごとに	12,000円
55	分光色彩測定	1件ごとに	2,650円
56	雑音許容度試験	1条件1件ごとに	5,050円
57	静電気許容度試験	1条件1件ごとに	5,050円
58	E M S 試験	1条件1件ごとに	41,900円
59	パルス・ジッター測定	1件ごとに	5,000円
60	細菌数測定（微生物検査）	1件ごとに	8,350円
61	水分活性測定	1件ごとに	2,550円
62	p H測定	1件ごとに	3,650円
63	浸透圧測定	1件ごとに	3,800円
64	その他の試験	1件ごとに	2,450円以上44,500円以下の範囲内で知事の定める額

2 分析を依頼する場合

区	分	手	数	料
1	一般成分分析	1件1成分ごとに	5,150円	
2	赤外分光分析	1件ごとに	8,800円	
3	近赤外分光蛍光分析	1件ごとに	5,700円	
4	フーリエ変換赤外分光分析	1件ごとに	7,900円	
5	紫外可視分光分析	1件ごとに	7,700円	

6	ガスクロマトグラフ分析	1件ごとに	7,900円
7	液体クロマトグラフ分析	1件ごとに	8,400円
8	ガスクロマトグラフ質量分析	1件ごとに	20,800円
9	定性元素分析	1件ごとに	9,200円
10	食品成分簡易分析	1件ごとに	3,850円
11	水分分析	1件ごとに	4,300円
12	脂質分析	1件ごとに	8,100円
13	たんぱく質分析	1件ごとに	8,150円
14	たんぱく質分析（電気泳動法）	1件ごとに	16,700円
15	窒素・たんぱく質定量分析	1件ごとに	9,450円
16	繊維分析	1件ごとに	8,250円
17	食物繊維分析	1件ごとに	50,600円
18	灰分分析	1件ごとに	8,650円
19	食品重金属分析	1件ごとに	13,700円
20	アミノ酸分析	1件ごとに	10,200円
21	塩酸水解アミノ酸分析	1件ごとに	57,500円
22	有機酸分析	1件ごとに	9,950円
23	ビタミン類分析	1件ごとに	8,650円
24	微量成分分析	1件ごとに	9,400円
25	質量分析	1件ごとに	17,000円
26	質量分析解析	1件ごとに	4,650円
27	蛍光分光分析	1件ごとに	7,550円
28	熱分析	1件ごとに	14,800円
29	オージェ電子分光分析	1件ごとに	25,100円
30	材料成分分析	1件ごとに	6,350円
31	その他の分析	1件ごとに	3,850円以上57,500円以下の範囲内で知事の定める額

3 成績書謄本の交付を受けようとする場合

成績書謄本 1通につき 580円

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に申込みがされた試験及び分析に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第50号

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道家畜保健衛生所条例施行規則（昭和26年北海道規則第220号）の一部を次のように改正する。

別表手数料の部中「5,660円」を「5,670円」に、「23,760円」を「24,300円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

北海道立道民の森管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第51号

北海道立道民の森管理規則の一部を改正する規則

北海道立道民の森管理規則（平成 2 年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「、野外ステージ」を削り、「宿泊棟、」を「宿泊棟若しくは」に改め、「又はパークゴルフ場（以下「管理棟学習室等」という。）」を削る。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
